

町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札に
おける入札参加資格の設定基準

平成23年4月1日企財第7号

改正

平成28年9月1日企財第160号

令和3年11月1日財第215号

令和4年3月2日財第303号

令和5年6月23日財第114号

(趣旨)

第1 この基準は、町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成23年山田町告示第26号。以下「規程」という。）第12条第1項の定めに基づき、条件付一般競争入札の実施に必要な入札参加資格の設定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町営建設工事 規程第2条第1号に定める町営建設工事をいう。

(2) 参入見込数 規程第6条に定める資格者のうち、入札参加資格を満たし応札可能と見込まれる資格者数をいう。

(入札参加資格の設定)

第3 町長は、条件付一般競争入札により契約を締結しようとする場合においては、業種、地域要件等必要な入札参加資格を設定し、入札公告で示すものとする。

(業種の設定基準)

第4 業種の設定は、規程第6条の定めによる業種別の区分に基づき行うものとする。

(地域要件の設定基準)

第5 地域要件の設定は、競争性の確保の観点から、原則として、参入見込数がおおむね10者以上となるように行うものとする。

(その他必要な要件の設定)

第6 第4及び第5に定めるもののほか、当該町営建設工事の施工に必要な建設業許可及び資格等に係る要件の設定は、別紙「その他必要な資格等の設定基準」によるものとする。

(例外的取扱い)

第7 町長は、入札談合に関する情報、落札率の状況その他特別の事情により必要と認めるときは、規程第13条の山田町営建設工事請負資格審査委員会に審議させたいうで、この基準によらない入札参加資格要件を定めることができるものとする。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年6月23日から施行する。

別紙

その他必要な資格等の設定基準

1 一般建設業許可と特定建設業許可の区分

一般建設業許可業者に発注した場合、建設業法（昭和24年法律第100号）第16条に抵触する下請（下請契約の締結の制限を超えた金額の契約）が行われる可能性が高いと推察される下限の金額（目安）を設計額1億5,000万円とし、当該設計額以上の町営建設工事は、特定建設業許可を有していることを条件とする。ただし、特殊設備等明らかに下請が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上となる可能性が高い町営建設工事の場合は、設計額1億5,000万円未満であっても特定建設業許可を有していることを条件とすること。

2 工事種別と建設業許可業種

(1) 町営建設工事の工事種別とそれに対応する建設工事の種類（建設業許可業種）は、次のとおりとする。

建設業許可業種		土 建 電		管	舗	鋼	と	機	塗	電	し	造	さ	消	防	水	解
		木	築														
町営建設工事種別		木	築	気	装	物	工	具	装	信	せ	園	井	設	水	設	体
1	土	○															
2	建築一式		○														
3	電気設備			○													
4	管設				○												
5	舗装				○												
6	鋼橋上部					○											
7	プレストレスト・コンクリート	○															
8	法面処理						○										
9	機械設備※					○		○									○
10	塗装								○								
11	グラウト						○										
12	通信設備									○							
13	しゅんせつ										○						
14	造園											○					
15	ボーリング※						○							○			
16	消防設備														○		
17	標識設置						○										
18	鋼工作物					○											
19	防															○	
20	水道施設																○
21	解体																○

※ 機械設備は、鋼構造物、機械器具設置又は水道施設のうち対象町営建設工事に適当なもの

※ ボーリングは、とび・土工又はさく井のうち対象町営建設工事に適当なもの

法面処理工事	モルタル吹付工、種子・客土吹付工、厚層基材吹付工、吹付法砕工、ロックボルト工、グラウンドアンカー工等の工事を指すこと。
機械設備工事	機械設備に関する工事で電気設備、管設備（暖冷房衛生設備等）及び通信設備に含まれないもの（下水道処理設備、ポンプ、水門機械、水閘門、エレベーター等の設備）を指すこと。
塗装工事	建物塗装、橋梁塗装、区画線、道路標示その他一般塗装を指すこと。
通信設備工事	電話交換機械設備、無線通信設備、河川・ダム管理設備、信号機及び電光式道路情報板設置工事を含むこと。
鋼工作物工事	鋼構造物に関する工事で鋼橋上部工事及び機械設備工事以外のもの（鉄骨工事、鉄塔工事、鋼製スノーシェッド設置工事等）を指すこと。
防水工事	建物防水工事、アスファルト防水、シート防水、塗膜防水等を指すこと。

(2) 工事種別と建設工事の種類（建設業許可業種）が1対1とならない工事（前号表中「※」表示のもの）

町営建設工事の種別	対応する建設工事の種類
機 械 設 備	鋼構造物のうち水閘門
	機械器具設置は全般
	水道施設のうち下水処理場、浄水場等の機械設備に類する工事
ボ ー リ ン グ	とび・土工のうちボーリング工事に類する工事。さく井は全般。

(3) 工事種別と建設工事の種類（建設業許可業種）が1対1となるが、工事内容に限定のある工事

町営建設工事の種別	限定する工事内容
標 識 設 置	標識の製作、設置工事に限定
鋼 工 作 物	鋼構造物のうち鋼橋上部及び機械設備に該当しない工事